

国立大学法人高知大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・ 役員の期末特別手当の額は、国立大学法人高知大学役員報酬規則により、学長が国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績等を総合的に勘案して、国立大学法人高知大学経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	広域な異動を伴う者の賃金水準を調整するため広域異動手当を新設
理事	法人の長と同じ
理事 (非常勤)	改定なし
監事	法人の長と同じ
監事 (非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬 (給与)	賞与	その他 (内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,756	千円 11,928	千円 4,828	千円 0			
A理事	千円 13,464	千円 9,408	千円 4,007	千円 49 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 13,398	千円 9,408	千円 3,990	千円 0		3月31日	
C理事	千円 13,396	千円 9,408	千円 3,808	千円 180 (通勤手当)			
D理事	千円 12,121	千円 7,848	千円 3,196	千円 313 (広域異動手当) 636 (単身赴任手当) 127 (通勤手当)		3月31日	◇
E理事	千円 13,166	千円 9,408	千円 3,708	千円 49 (通勤手当)			
F理事 (非常勤)	千円 1,344	千円 1,344	千円 0	千円 0			
A監事	千円 11,254	千円 7,848	千円 3,328	千円 78 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,344	千円 1,344	千円 0	千円 0		3月31日	

注：「広域異動手当」とは、転勤のある民間企業の従業員の賃金水準が地域の平均的な民間賃金水準より高いことを考慮し、在勤する事業場を異にして異動した場合において、当該異動により事業場間の距離が60km以上となる者について、支給するものである。

「前職」欄の「◇」は、役員出向者 (国家公務員退職手当法 (昭和28年法律第182号) 第7条の3第1項に規定する独立行政法人等の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者) であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況 (平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額 (総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円 0	年	月			該当者なし	
理事	千円 0	年	月			該当者なし	
監事	千円 0	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円 0	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに職員数の抑制を図りつつ、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の職種に準じた本給表及び人事院勧告を参考にして給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員に準じて、勤務成績を考慮し、昇格、降格、昇給の実施及び勤勉手当の支給率の決定を行っている。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給される。
昇給	年1回(1/1)、勤務成績に応じて5段階で昇給させる。
昇格、降格	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができ、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。また、勤務成績の不良等で降任したときは、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- ・ 常勤の職員に新たに広域異動手当を新設
 - ・ 管理職手当の定額化
 - ・ 扶養手当の増額:3人目以降の子供の支給割合を各人につき6,000円とする。
 - ・ 非常勤職員の給与制度の改定 ①健康診断等の業務に従事した場合は、業務に従事した1時間につき3,000円を支給 ②国立大学法人高知大学寄附講座及び寄付研究部門規則を新たに制定したことにより、寄附講座教員・寄付研究部門教員の時間級の決定方法を定めた。
 - ・ 国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則を新たに制定
 - ・ 調整手当の率と該当地域の変更
 - ・ 本給額を、初任給を中心に若年層に限定して引き上げ
 - ・ 扶養手当の子等に係る支給月額を500円引き上げ、6,500円とする。
 - ・ 医療職本級表(二)における1級の調整基本額「6,100円」を「6,200円」とする。
 - ・ 勤勉手当の支給月数を総額0.05月分引き上げ12月期の支給割合を0.775(特定幹部職員にあっては、0.975)月分とする。また、平成20年度以降は6月及び12月期の支給割合を0.75(特定幹部職員にあっては、0.95)月分とする。
 - ・ 看護職員への特別賞与制度を創設
- 平成19年4月から優秀な人材確保のため、常時勤務する医療職員又は看護助手のうち特例看護職員として採用された職員に対して賞与の支給期ごとに特別賞与として120,000円を支給する制度を新設した。ただし、特例看護職員には退職手当は支給されない。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1221	44.7	6,908	4,979	55	1,929
事務・技術	275	45.2	5,814	4,210	64	1,604
教育職種 (大学教員)	536	47.7	8,582	6,148	55	2,434
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	254	37.4	4,949	3,604	46	1,345
技能・労務職員	26	50.2	5,276	3,839	62	1,437
教育職種 (附属高校教員)	23	42.2	7,060	5,144	42	1,916
教育職種 (附属義務教育学校教員)	44	43.4	6,886	5,030	43	1,856
医療職種 (病院医療技術職員)	61	45.6	6,026	4,340	57	1,686
その他医療職種(看護師)	2					

注1: その他医療職種(看護師)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注3: 「教育職種(附属高校教員)」には、特別支援学校教員を含む。

注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	61.5	2,056	2,056	16	0
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					

注1:事務・技術、技能・労務職種については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

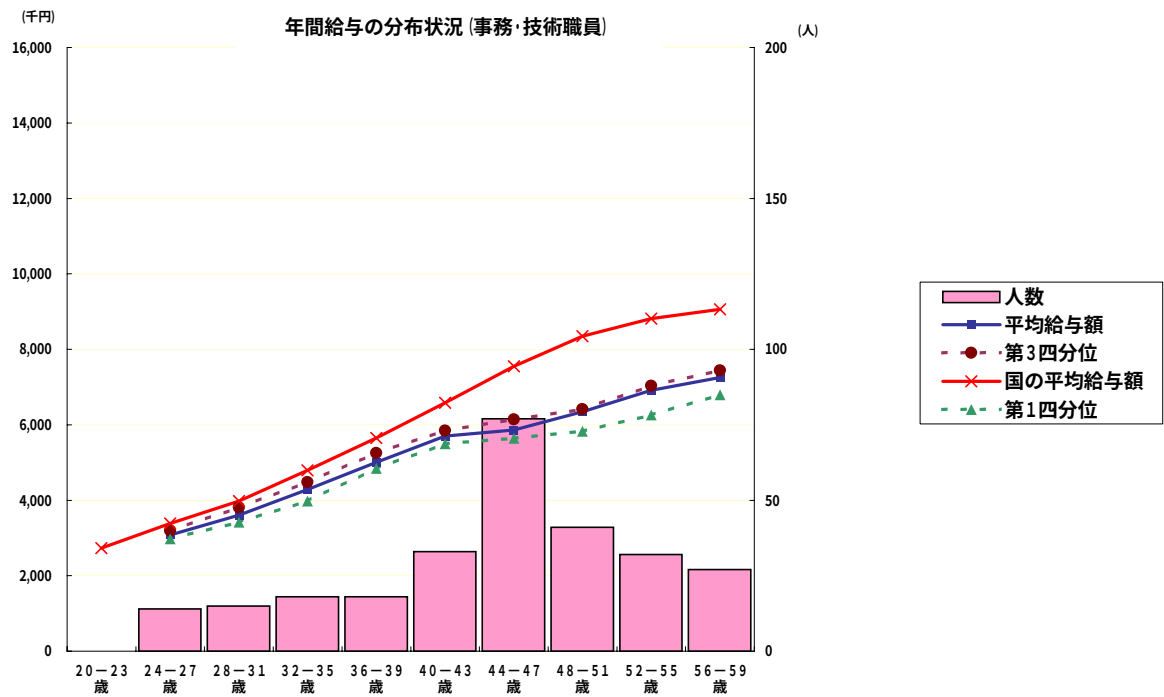
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	120	36	3,222	2,678	40	544
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	44	3,024	2,194	54	830
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	55	30.7	2,548	2,548	25	0
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	30	46.4	4,528	3,335	54	1,193
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	20	28.7	3,137	2,325	55	812
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	2					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	55	30.7	2,548	2,548	25	0
技能・労務職種	30	46.4	4,528	3,335	54	1,193
医療職種 (病院医療技術職員)	1					
その他医療職種 (医療技術職員)	20	28.7	3,137	2,325	55	812
その他事務・技術	1					
その他技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
その他教育職種 (大学教員)	該当者なし					
	人	歳	千円	千円	千円	千円
	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1:教育職種(大学教員)、技能・労務職種、その他医療職種(医療技術職員)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない

注2:医療職種(病院医師)は賞与を支給しない職員である。

注3:「技能・労務職種」は、医療技術補助員、看護助手及び臨時事務員である。

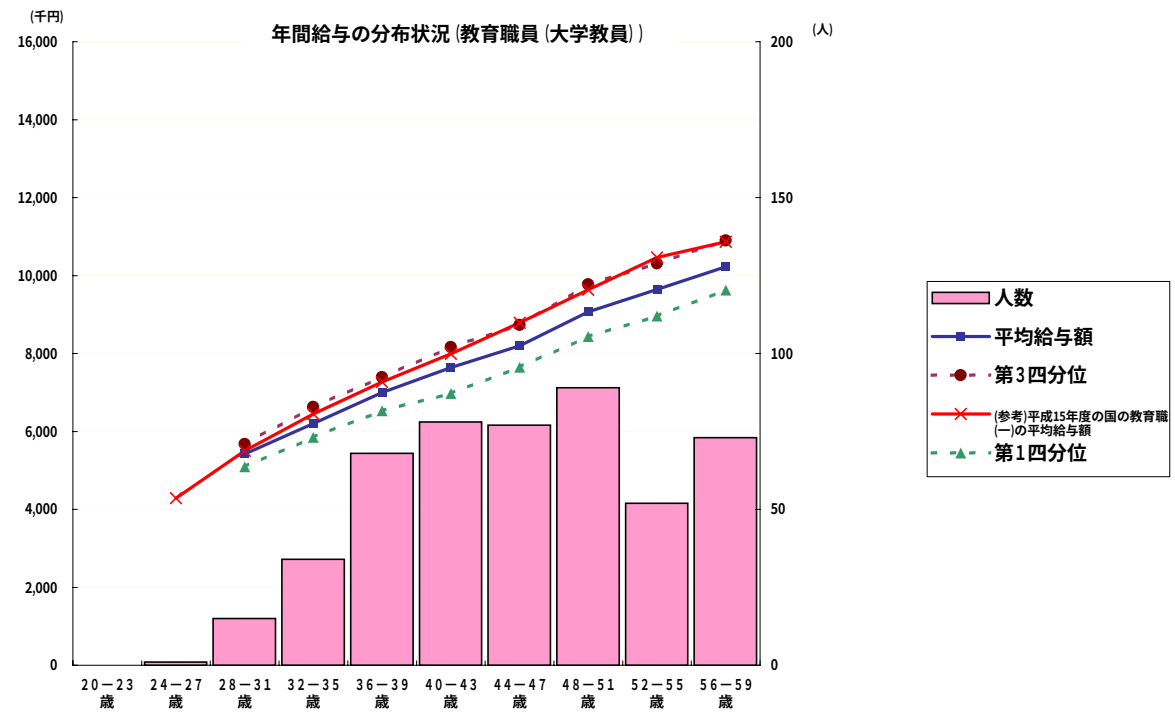
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。))
(事務・技術職員)



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・部長	3	55.5	-	10,794	-
・課長	13	53.5	7,665	8,124	8,698
・課長補佐	30	52.5	6,581	6,795	7,069
・係長	130	47.9	5,710	6,046	6,235
・主任	54	42.9	4,861	5,240	5,597
・係員	45	32.0	3,201	3,783	4,165

注1: 部長の該当者は3名のため、第1・3分位の記載を省略した。
注2: 係長には、係長相当職である「専門職員」を含む。

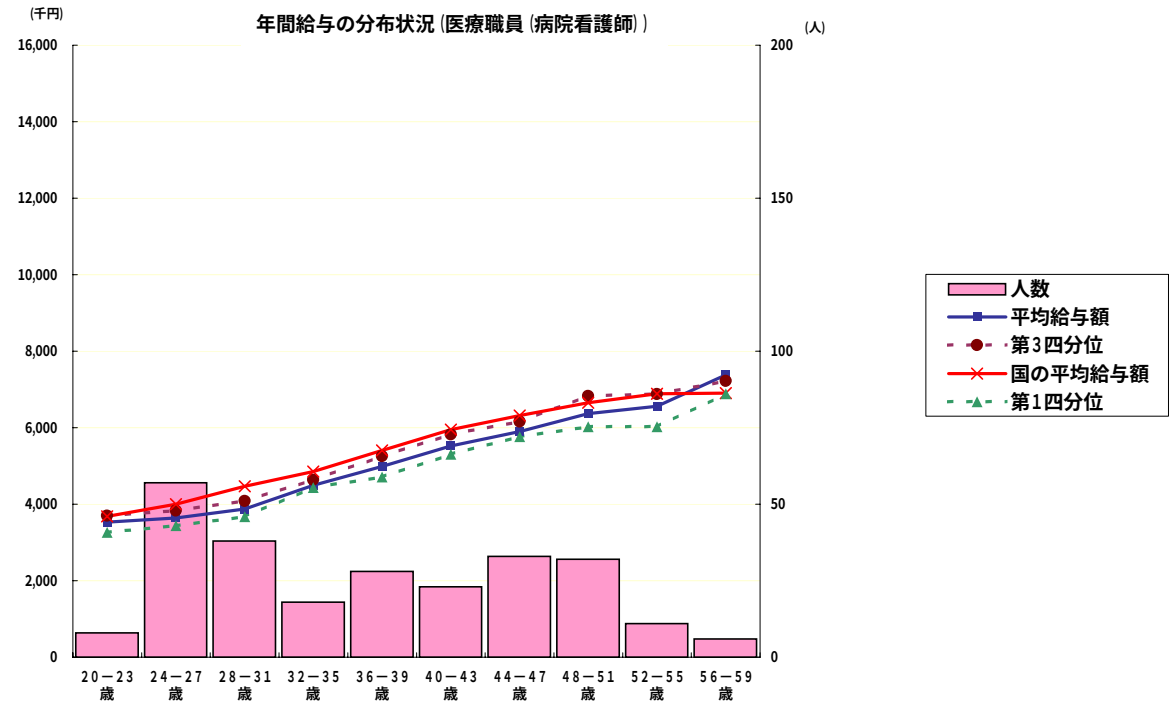
(教育職員 (大学教員))



注: 年齢24-27歳の該当者は、1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることからグラフを省略した。

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位	平均 千円	四分位
			第1分位 千円		第3分位 千円
代表的職位					
・教授	217	55.0	9,579	10,128	10,757
・准教授	160	44.7	7,597	8,063	8,682
・講師	52	43.3	6,687	7,603	8,301
・助教	102	39.6	6,178	6,483	6,971
・助手	5	45.3	4,755	5,143	5,624

(医療職員 (病院看護師))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護部長	1		—		—
・副看護部長	3	55.2	—	7,264	—
・看護師長	21	50.5	6,610	6,724	6,884
・副看護師長	38	46.2	5,757	6,065	6,394
・看護師	191	33.8	3,677	4,407	5,124

注1：看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額について記載を省略した。

注2：副看護部長の該当者は3名のため、第1・第3分位の記載を省略した。

③ 職級別在職状況等 (平成20年4月1日現在) (事務・技術職員／教育職員 (大学教員)／医療職員 (病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任	主任 係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長	課長 部長	部長	部長	局長
人員 (割合)	275	18 (6.5%)	27 (9.8%)	164 (59.6%)	38 (13.8%)	20 (7.3%)	5 (1.8%)	3 (1.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢 (最高～最低)		29～24	44～29	59～35	59～43	59～40	59～51	59～50			
所定内給与年額(最高～最低)		2,560～2,024	3,369～2,547	4,998～3,027	5,156～4,134	6,352～4,698	6,689～6,320	8,141～7,604			
年間給与額(最高～最低)		3,423～2,770	4,642～3,501	6,921～4,204	7,267～5,819	8,591～6,666	9,160～8,663	11,108～10,326			

(教育職員 (大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	536	4 (0.7%)	103 (19.2%)	53 (9.9%)	160 (29.9%)	216 (40.3%)
年齢 (最高～最低)		58～35	60～27	55～30	62～31	64～39
所定内給与年額(最高～最低)		4,213～3,464	5,741～2,897	7,088～3,443	6,976～4,158	9,159～5,239
年間給与額(最高～最低)		5,861～4,755	7,684～3,965	9,681～4,837	9,666～5,838	12,818～7,449

(医療職員 (病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	254	0 (0%)	191 (75.2%)	38 (15.0%)	22 (8.7%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	0 (0%)
年齢 (最高～最低)			56～22	59～36	56～44			
所定内給与年額(最高～最低)			4,676～2,210	5,038～3,380	5,286～4,248			
年間給与額(最高～最低)			6,485～3,026	6,901～4,715	7,549～6,020			

注：6級における該当者は1名、5級における該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢 (最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与 (平成19年度) における査定部分の比率 (事務・技術職員／教育職員 (大学教員) ／医療職員 (病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季 (6月)	冬季 (12月)	計
管理 職員	一律支給分 (期末相当)	64.3%	65.9%	65.1%
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	35.7%	34.1%	34.9%
	最高～最低	42.6～32.1%	43.7～30.9%	43.2～31.6%
一般 職員	一律支給分 (期末相当)	66%	67.3%	66.7%
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	34%	32.7%	33.3%
	最高～最低	40.7～30.4%	39.0～29.3%	36.4～30.6%

(教育職員 (大学教員))

区分		夏季 (6月)	冬季 (12月)	計
管理 職員	一律支給分 (期末相当)	64.9%	67.6%	66.3%
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	35.1%	32.4%	33.7%
	最高～最低	40.1～32.4%	37.9～30.6%	37.8～31.6%
一般 職員	一律支給分 (期末相当)	65.8%	67.4%	66.7%
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	34.2%	32.6%	33.3%
	最高～最低	40.7～30.3%	38.7～28.6%	38.0～30.1%

(医療職員 (病院看護師))

区分		夏季 (6月)	冬季 (12月)	計
管理 職員	一律支給分 (期末相当)	%	%	%
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般 職員	一律支給分 (期末相当)	65.3%	66.9%	66.1%
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	34.7%	33.1%	33.9%
	最高～最低	40.7～31.1%	38.7～29.6%	37.1～30.3%

注：医療職員 (病院看護師) における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準 (年額) の比較指標 (事務・技術職員／教育職員 (大学教員) ／医療職員 (病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員 (行政職 (一))
対他の国立大学法人等

80.6
94.5

(教育職員 (大学教員))

対他の国立大学法人等

94.5

(医療職員 (病院看護師))

対国家公務員 (医療職 (三))
対他の国立大学法人等

92.8
96.2

注1：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準 (「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準) に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

参考:

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 80.6		
	参考	地域勘案	86.5
		学歴勘案	80.4
		地域・学歴勘案	86.3
給与水準の適切性の検証	[国からの財政支出について] 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 43% (国からの財政支出額 12,297百万円、支出予算の総額 28,735百万円) [検証結果] 高知大学の財政構造は、人件費を含めその多くを国からの財政支出に依存しており、支出予算の総額のおよそ6割が人件費に充てられている。給与水準については対国家公務員指数及び対他の国立大学法人等指数に示されているとおり、低い数値となっており適切であると考えられる。		
講ずる措置	人件費を含め国からの財政支出依存の軽減を図るため、自己収入の確保はもとより、外部資金の獲得に向けた取組みを行う。引き続き、人件費管理の基本方針に則り、適正な人件費の管理に努める。		

○医療職員 (病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 92.8		
	参考	地域勘案	91.4
		学歴勘案	91.8
		地域・学歴勘案	89.8
給与水準の適切性の検証	[国からの財政支出について] 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 43% (国からの財政支出額 12,297百万円、支出予算の総額 28,735百万円) [検証結果] 高知大学の財政構造は、人件費を含めその多くを国からの財政支出に依存しており、支出予算の総額のおよそ6割が人件費に充てられている。給与水準については対国家公務員指数及び対他の国立大学法人等指数に示されているとおり、低い数値となっており適切であると考えられる。		
講ずる措置	人件費を含め国からの財政支出依存の軽減を図るため、自己収入の確保はもとより、外部資金の獲得に向けた取組みを行う。引き続き、人件費管理の基本方針に則り、適正な人件費の管理に努める。		

・教育職員 (大学教員等) の国家公務員 (平成15年度の教育職 (一)) との給与水準 (年額) の比較指標 94.4

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A)	10,387,939	10,583,440	△ 195,501	△1.9%	△ 340,107	△3.2%
退職手当支給額	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(B)	1,151,302	882,853	268,449	30.4%	△ 83,527	△6.8%
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(C)	2,045,653	1,462,245	583,408	39.9%	779,488	61.6%
福利厚生費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(D)	1,479,190	1,494,410	△ 15,220	△1.0%	10,171	0.7%
最広義人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+D)	15,064,084	14,422,948	641,136	4.5%	366,025	2.5%

注：「非常勤役職員等給与」においては、附属病院における事業増強等による看護師等の増員に係る費用、受託研究費等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

・「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減の要因

「給与、報酬等支給総額」は、人員減及び定年等退職者の後任者が若い年齢層になったことに伴う給与支給額の減少等の影響により、対前年度比△1.9%となった。

「最広義人件費」は、定年退職者増により「退職手当支給額」の増、附属病院における事業増強等による看護師等の増員に係る費用増及び給与改正等による非常勤職員に係る費用増による「非常勤役職員等給与」の増により、対前年度比4.5%となった。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i)主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

ii)法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

中期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

・全学的な視点から、全体の教職員に係る人件費管理を一体的に行い、適正かつ効率的な人事管理を推進する。

・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

iii)人件費削減の取組の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額(千円)	11,036,948	10,583,440	10,387,939
人件費削減率(%)		△4.1	△5.9
人件費削減率(補正值)(%)		△4.1	△6.6

注：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

③その他 特になし

IV 法人が必要と認める事項

特になし